令和7年度 調布市立上ノ原小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

〇いじめ防止に関する 法令等

- 日本国憲法
- 教育基本法
- いじめ防止対策推進法
- ・調布市子ども条例
- 調布市教育委員会教育および基本方針
- 調布市教育委員会「い じめ防止対策委員会」 設置実施要項
- いじめ撲滅の手引き

目指す児童・生徒像

- ◎ア よく考え 進んで学習する子ども
 - イ 思いやりをもち 仲良くする子ども
 - ウ 健康で 明るく元気な子ども

いじめ防止等に関する学校の目標

- ・児童・教職員がいじめの類型について理解し、いじめを生まない風土と環境を整える。
- いじめをしない、いじめを見過ごさないような資質を育てる。
- ・教職員が児童一人一人を今まで以上に丁寧に見取り、いじめ問題の早期発見・解決を目指す。

〇目標策定の方針

左記法令等を踏まえ、目指 す児童像を次のように設定 する。

- 個性が認められ、自分らし く生きる子
- ・夢と希望をもちながら、いきいきと育つ子
- いじめを「しない」「させない」「許さない」心をもち、思いやりのある子

いじめの未然防止・早期発見のために

○教職員の指導力向上

- 人権感覚錬磨
- いじめに関する研修の実施 (年3回)
- ・人権教育プログラムやいじめ 撲滅の手引きの活用

○学校の組織的対応

- ・毎月学校生活アンケートを実施して一人一人の状況を把握する。聞き取った内容によっては組織的に対応する。
- ・認知したすべてのケースを記録し、概要を共有する。

【いじめの未然防止】

- ・校長のリーダーシップのもと、いじめ問題に組織的に取り組む体制を築く。
- ・児童が、「いじめ」について主体的に考えることができるような機会を定期的に設け、「いじめは絶対に許されないこと」を自覚する態度の育成を図る。
- •「人権週間」「いのちと心の教育月間」には、児童会の主体的な活動と連携し、未然防止に取り組む。
- ・いじめ防止対策推進法等に示されている取組が確実に遂行できるよう研修を充実する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づき、「学校いじめ防止対策委員会」※を設置する。
- ・スマートフォン,携帯電話等によるいじめの未然防止を図るため、外部機関と連携して情報モラル教育の授業を実施する。
- ・いじめの防止について、学校便り、学年便り、保護者会、地域懇談会等で周知する。
- ・生活指導主任会を調布市いじめ防止対策連絡協議会と位置づけ、一層の連携を図る。

【いじめの早期発見】

- ・いじめの前兆を察知するため、学校生活アンケートを毎月実施し、学年会の議題に盛り込む。
- 人権教育や道徳、特別活動を充実させ、児童の自尊感情を高めるよう努める。
- ・5年生児童は全員、スクールカウンセラーとの面接を実施する。
- ※学校いじめ防止対策委員会→担任・学年団・学校長・副校長・生活指導主任・コーディネーター、委員会クラブ担当

〇スクールカウンセラー(SC) との連携

・児童・生徒の実態把握や心的 なケアについて、専門的立場 からの助言をもらう。SC と 連携して対応していく意識 をもち続ける。

〇保護者・地域との連携

PTA の各種会議や保護者会において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、 意見交換をする場を設ける。適宜広報活動も行う。

具体的ないじめへの対応(早期発見・重大事態への対応)

生活指導主任会報告内容 (いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合)

① 実態把握の観点

- ・当事者双方,周りの児童から聞き取り、事実を記録する。
- ・個々に聞き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を共有し,正確に把握する。
- 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- ・学年で確認後,生活指導主任,管理職への早期報告をする。

②指導・支援の基本姿勢

- ・いじめ対策委員会を招集する。
- ・指導のねらいを明らかにし、問題解決のゴールを設定する。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を決定する。
- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に事実関係や指導方針を伝え、今後の対応を協議する。

③<被害児童・生徒の支援>

・児童を保護し、事実確認するととも に心配や不安を取り除く。必ず解決 できる希望がもてることを伝える。

<加害児童・生徒の指導>

- いじめた気持ちや状況を十分に聞き、児童の背景にも目を向けて指導する。
- ・相手の苦しみや痛みに思いを寄せる 指導を行い、「いじめは許されない 行為である」という人権意識を育て る。

*重大事態への対処

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順



①教育委員会への報告を早期に 行う。

②いじめ防止対策委員会を招集 し、被害児童への緊急避難措置 を実施する。

③加害の児童への懲戒や出席停止を検討する。

④児相等と連携を図る。

⑤緊急保護者会の開催

⑥加害・被害者保護者の心のケアのため、SC との連携を図る。

生活指導主任会報告内容 (教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合)

●関係諸機関との連携

連携機関⇒(指導室,教育相談所,子ども家庭支援センターすこやか,多摩児童相談所,調布警察署等)

年間指導計画 4 月 5 月 6 月 7 月 8月 9月 10 月 11 月 12 月 1 月 2 月 3 月 〇国語(伝え合う力) 〇社会(同和問題) 〇理科(生命尊重) 〇体育(HIV感染者等) 〇社会(多様性を容認する態度) 各教科 ○体育(公正な態度) ○体育(協力) ○国語(伝え合う力) ○算数(筋道を立てて考える力) 〇ふれあい月間(6月) の感染症による差別・偏見の防止指導(9月) 〇ふれあい月間(11月) 〇「問題行動調査」 ○ふれあい月間(2月) 〇防災教育の日(4月) 〇普通救命講習(6月) OSOS の出し方に関する教育(7月) 生活指導 〇セーフティ教室(9月) ※隔月の生活指導主任会での情報交換・研修、調布警察署少年係・保護士会との連携 〇「いのちと心の教育」月間 〇「調布市人権週間」 〇卒業式 〇入学式,始業式 Oスポーツ大会 O音楽会 学校行事 ○移動教室(6年)○移動教室(5年) 〇遠足 ○人権集会(12月) ○学級活動(集団生活のルール、学級や学校における諸問題の解決、学級内の組織作りや仕事の分担処理、正しいアレルギーについての理解) 特別活動 ○児童会活動、クラブ活動 〇生命の安全教育(12月) 〇人権集会(12月) ○善悪の判断,勇気 ○温かい心,親切 ○友情、助け合い ○善悪の判断、勇気 ○温かい心、親切 道徳科 ○友情,助け合い ○温かい心,親切 ○保護者会 ○個人面談 〇保護者会 家庭•地域 ○「いじめ撲滅のリーフレット」配布 ○中学校区における健全育成に関する地域教育懇談会の実施